

国官会第313号
国地契第7号
平成22年5月20日

各地方整備局長等 へ

国土交通省大臣官房長

「入札保証金の取扱いに関する試行について」の一部改正について

最近の建設業を取り巻く環境にかんがみ、企業の経営評価に関して、市場機能を活用したリアルタイムの評価を一層進めるため、今般、入札ボンド（入札保証金を含む。以下同じ。）の対象工事の拡大を促進し、併せて、入札ボンドの発注者への提出時期を入札書の提出期限の日までとすることが、「入札ボンド制度の対象工事の拡大等について」（平成22年5月20日付け国総入企第2号）により国土交通省建設流通審議官から各省庁官房長等へ通知されたところである。

これを受けて、「入札保証金の取扱いに関する試行について」（平成18年10月16日付け国官会第1032号、国地契第65号）の一部を下記のとおり改正することとしたので、遺漏なきよう措置されたい。

記

記2中「対象とする事業は、」の次に「工事請負業者選定事務処理要領（昭和41年12月23日付け建設省厚第76号）第3に定める工事種別のうち、一般土木工事及び建築工事については1件につき予定価格が3億円以上の工事、その他の工事種別については」を加える。

記3中「建設省厚発第260号）」の次に「、「一般競争入札方式の拡大について」（平成17年10月7日付け国地契第80号）」を加える。

記4の見出し中「「一般競争入札方式の実施について」」の次に「等」を加え、本文中「記14(1)の規定に代えて」を「入札保証金及び契約保証金について」に改め、②中「入札説明書の交付を開始した日」を「競争参加資格の確認の通知を行った日」に、「競争参加資格確認申請書及び競争参加資格確認資料」を「入札書」に改め、⑤を次のように改める。

- ⑤ 政府調達に関する協定（平成7年12月8日条約第23号）の適用対象でない工事において、入札参加者が金融機関等の契約保証の予約を受けたことにより入札保証金を免除されていた場合（書類において予約に係る保証金額が明記され

ている場合に限る。) であって、当該入札参加者に対し予決令第86条第1項に定める調査を実施することとなった場合、契約担当官等は、当該入札参加者に対し速やかに、予約に係る保証金額が入札金額(税込み)の100分の30以上となるよう、金融機関等の契約保証の予約に係る保証金額の増額変更を求めることとし、落札決定の日までで契約担当官等が定める日までに、所定の資料の提出を求めることとする。

記4中⑥を削り、⑦から⑨までをそれぞれ⑥から⑧までとし、⑩中「⑧」を「⑦」に改め、同項を⑨とする。

別添2 標準入札説明書例の入札保証金及び契約保証金中入札保証金の項を①とし、同項中「100分の30」を「100分の10 [政府調達に関する協定(平成7年12月8日条約第23号)の適用対象工事については、100分の30]」に改め、ニ)及びホ)を削り、へ)及びト)をそれぞれニ)及びホ)とし、同項の次に次の一項を加える。

② 予算決算及び会計令第86条第1項に定める調査を実施する場合の増額変更の取扱いについて 金融機関等の契約保証の予約を受けたことにより入札保証金を免除された者(書類において予約に係る保証金額が明記されている場合に限る)であって、予算決算及び会計令(昭和22年勅令第165号)第86条第1項に定める調査の対象となった者は、別途定める期限までに、予約に係る保証金額が入札金額(税込み)の100分の30以上となるよう、金融機関等の契約保証の予約に係る保証金額の増額変更を行うこと。なお期限までに増額変更を行わなかった場合には、入札に関する条件に違反したものとして、その入札を無効とする。[政府調達に関する協定の適用対象工事の場合には記載しない。]

附 則

この通知は、平成22年8月1日以降に入札公告手続を開始する工事から適用する。